設　計　説　明　書

１　設置者及び関係者の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | | | 内　容 | 備　考 |
| 設  置  者 | （ふりがな） | | |  |  |
| 氏名（法人の場合は事業者名） | | |  |  |
| 代表者  ※ | | 役職 |  |  |
| （ふりがな） |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 住所 | | | （〒　　－　　　） |  |
| 電話番号 | | |  |  |
| FAX番号 | | |  |  |
| 代理者 | （ふりがな） | | |  |  |
| 氏名（法人の場合は事業者名） | | |  |  |
| 担  当  者※ | | 役職 |  |  |
| （ふりがな） |  |  |
| 氏名 |  |  |
| 住所 | | | （〒　　－　　　） |  |
| 電話番号 | | |  |  |
| FAX番号 | | |  |  |
| メールアドレス | | |  |  |
| 土地所有者 | （ふりがな） | | |  |  |
| 氏名（法人の場合は事業者名） | | |  |  |
| 担  当  者※ | 役職 | |  |  |
| （ふりがな） | |  |  |
| 氏名 | |  |  |
| 住所 | | | （〒　　－　　　） |  |
| 電話番号 | | |  |  |
| FAX番号 | | |  |  |

※印の欄は法人の場合に記載すること。２　事業区域等の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 内　容 | | |
| 事業名称 | |  | | |
| 面積 | | ㎡　　〔うち増設等部分　　　　　　㎡〕 | | |
| 事  業  区  域 | 地名地番 |  | | |
| 禁止区域  （該当区域にチェック） | 法令及び規制区域 | | 許可等の有無 |
| 森林法 | □保安林 | □有　□無 |
| 地すべり等防止法 | □地すべり防止区域 | □有　□無 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | □急傾斜地崩壊危険区域 | □有　□無 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | □農業振興地域整備計画に定める農用地として利用すべき土地 | □有　□無 |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | □土砂災害特別警戒区域 | □有　□無 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | □鳥獣保護区 | □有　□無 |
| 兵庫県立自然公園条例 | □自然公園の区域 | □有　□無 |
| 抑制区域  （該当区域にチェック） | 河川法 | □河川区域  □河川保全区域 | □有　□無 |
| 砂防法 | □砂防指定地 | □有　□無 |
| 文化財保護法 | □埋蔵文化財包蔵地 | □有　□無 |
| 道路若しくは鉄道用地又は住宅の用に供されている土地の敷地境界に隣接する区域 | □国道及び県道の敷地境界から50メートル以内の区域  □鉄道用地の敷地境界から50メートル以内の区域  □住宅地の境界から50メートル以内の区域  ※自然地形等により容易に望見できない場合を除く | □有　□無 |
| その他特に配慮が必要と認められる区域 | □山麓から稜線までの高さのおおむね３分の１を超え、かつ、景観に配慮が必要な区域 | □有　□無 |

※事業区域に禁止区域を含める場合、許可証を添付すること

※該当しない場合は無にチェックすること

３　工事の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施  設  概  要 | 工事種別 | □新設　□増設　□修理　□改造　□移転　□事業区域の面積変更 | | | |
| 設置形態 | □平地　□斜面地　□水面　□その他（　　　　） | | | |
| 敷地所有 | □自己所有地　□借地　□その他（　　　　） | | | |
| 従前の土地利用 | □森林　□田畑　□宅地　□雑種地　□ため池　□その他（　　　　） | | | |
| 発電出力 | Kw | | | |
| 太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙの水平投影面積 | ㎡　〔うち増設等部分　　　　　　㎡〕 | | | |
| 附属施設 | 名称 |  | 面積 | ㎡ |
| 名称 |  | 面積 | ㎡ |

４　景観及び生活環境の保全に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設計の項目 | 施設基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） | |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| (1)反射光 | 太陽電池モジュールは低反射性のものか |  |  |
| 位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものか。 |  |  |
| 設置高さは、２ｍ以下となっているか。 |  |  |
| (2)遮蔽措置 | 事業区域の境界部分には、景観上有効な遮蔽措置が行われているか。 |  |  |
| 設置高さは、２ｍ以下となっているか |  |  |
| (3)騒音・振動 | パワーコンディショナー等の附帯設備について、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われているか。 |  |  |
| (4)色彩 | 太陽光発電施設に係る工作物の色彩は、低彩度のものであるか。 |  |  |
| (5)材料 | 架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものか。 |  |  |
| (6)緑地の保全 | 樹木の伐採は、必要最小限か。 |  |  |
| 事業区域内に現存する森林等について、おおむね25％以上の森林等が保全されているか。 |  | （森林等の保全割合　　　％） |
| (7)水面の景観 | 水面に設置する太陽電池モジュールの水平投影面積が、水面の面積のおおむね50％以下であるか。 |  | （水面に対する割合　　　％） |
| (8)動植物 | 野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないか。 |  |  |

５　事故等の防止に関する事項（防災上の措置）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設計の項目 | 施設基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） | |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| (1)地盤の勾配 | 工作物が設置される地盤の勾配は30 度以下であるか。 |  | （地盤の勾配　　　　度） |
| (2)排水施設の能力 | 事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものか。 |  |  |
| (3)排水施設の構造 | 堅固で耐久性を有するものか。 |  |  |
| 維持管理の容易な構造であること。 |  |  |
| 土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されているか。 |  |  |
| (4)調整池の設置 | 周辺地域の浸水被害の可能性が明らかに高まる場合は、調整池が設置されているか。 |  |  |
| (5)工事中の災害防止 | 設置工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものか。 |  |  |
| (6)標識の設置 | 太陽光発電施設の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができ |  |  |
| るよう太陽光発電施設の名称、設  置場所の住所、太陽光発電施設の発電出力、設置者及び管理者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を、事業区域内の見やすい場所に設置されているか。 |  |  |

５　事故等の防止に関する事項（安全性の確保）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設計の項目 | 施設基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） | |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| (1)工作物 | 工作物は、電気事業法第39条第１項に規定する技術基準に基づくものか。 |  |  |
| (2)基礎 | 架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないよう、地盤に定着されたものであるか。 |  |  |
| (3)太陽電池モジュール | 荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないよう、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであるか。 |  |  |
| (4)耐久性 | 工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであるか。 |  |  |

６　維持管理に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設計の項目 | 施設基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） | |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| (1)保守点検及び維持管理 | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、太陽光発電施設の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。 |  |  |
| (2)維持管理並びに解体及び撤去等に要する費用の確保 | 太陽光発電施設の維持管理に要する費用について、積立等による計画的な調達を行うこと。 |  |  |
| 太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に必要な費用その他太陽光発電施設の廃止に要する費用について、積立等による計画的な調達を行うこと。 |  |  |

７　廃止後において行う措置に関する事項維持管理に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設計の項目 | 施設基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） | |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| (1) 撤去時の措置 | 廃止後は、工作物を速やかに撤去すること |  |  |
| 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。 |  |  |
| 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。 |  |  |